

簡易サウナ設備に係る基準の改正について

改正の概要

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナ設備とは異なり、屋外のテント型やバレル型（木樽型）施設に、放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が増加していますが、現行の条例基準は、浴場等の建物内に設置されるサウナ設備を想定した内容となっており、屋外に設置される比較的小規模で消費熱量の少ない設備に対して同一基準を適用することは、実態に即さない面が生じております。

このため、サウナ設備を「一般サウナ設備」と「簡易サウナ設備」に分け、それぞれの実態に応じた指導を行います。



【テント型サウナ】



【バレル型サウナ】

	区 分	設備の概要
令和8年3月30日まで	サウナ設備	全てのサウナ設備
令和8年3月31日以降	一般サウナ設備 (従前のサウナ設備)	屋内の浴室等に設置されるもの 屋外のテント型やバレル型のサウナ室 に設置される消費熱量が <u>6kw 以上</u> のもの
	簡易サウナ設備	屋外のテント型やバレル型のサウナ室 に設置される消費熱量が <u>6kw 以下</u> のもの

① 異常な温度上昇を検知して、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の設置が必要です。

ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備は、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することで代替することができます。

② 薪ストーブには、不燃材料で造った「たき殻受け」を付設する必要があります。

③ 可燃物が高温にならない、または引火しないように火災予防上安全な距離を確保する必要があります。

④ 設置する際は、容易に転倒しないよう適切に転倒防止措置をする必要があります。